

こども誰でも通園制度の実施について

■令和6年度 こども誰でも通園制度試行的事業スケジュール

- 4月1日 市事業実施要領制定、実施施設（醒井保育園）との委託契約
 5月1日～ 関係課、関係機関との調整
 こども家庭センター、地域子育て支援センター、健康づくり課
 6月1日～ 事業受付開始
 民生委員児童委員協議会へ説明、こども家庭センター会議（月1回）ほか
 各園や関係機関でのチラシ等設置、乳幼児健診時にチラシ配布（4か月児健
 診、10か月健診、1歳8か月健診）、
 市公式WEBサイト、市広報7月号掲載、定例記者会見
 7月1日～ 利用開始
 9、10月 園から市へ中間報告、国へ中間実績報告、アンケート実施（国、市）
 12月 子ども・子育て審議会（アンケート結果、今後のスケジュールについて）
 3月 子ども・子育て審議会（成果報告等）
 翌年4月10日以降 国へ実績報告提出

■利用状況（令和6年11月末時点）

		醒井保育園（民間園）	おうみ認定こども園（公立園）
実利用者		4人 米原（醒井）地域2人 山東地域1人 伊吹地域1人	6人 近江地域6人
利用状況 （延べ数値）	4月	1人 2日 10時間	—（7月から実施）
	5月	1人 2日 10時間	—
	6月	1人 2日 10時間	—
	7月	1人 2日 10時間	0人
		1人 1日 5時間	
	8月	1人 2日 10時間	0人
		1人 1日 5時間	
	9月	1人 2日 10時間	1人 1日 2時間
		1人 2日 7時間	1人 1日 2時間
	10月	1人 2日 10時間	1人 1日 2時間
1人 2日 6時間		1人 1日 1時間	
1人 3日 9時間		1人 2日 4時間 1人 2日 4時間	
11月	1人 2日 10時間	1人 1日 2時間	
	1人 3日 9時間	1人 1日 1時間	
	1人 2日 6時間	1人 5日 10時間	
合計		15人 30日 127時間	9人 15日 28時間

■令和7年度 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度事業）スケジュール（予定）

- 1月中旬～ 内閣府令（認可基準等）公布を受けて、3月定例議会へ条例制定議案提出
 1月中旬～ 認可手続き
 2月上旬 総合支援システム利用契約の締結予定
 3月 子ども・子育て審議会（認可手続内容について意見徴収）
 4月1日～ 条例制定（予定）、継続園の事業開始
 7月1日～ 新規園は7月から開始予定

【今後の国の動き】

- 令和6年度 総合支援システム構築（12月中）、同システム先行リリース（2月）
 内閣府令（制度に係る基準）の公布（1月上旬）
 令和7年度 法令制定（4月1日施行）、総合支援システム運用開始
 令和8年度 子ども子育て支援法に基づく新たな給付制度開始

令和6年度米原市子ども誰でも通園制度試行的事業

利用開始しています！

まずは、利用して
みてください！

子ども誰でも通園制度は、普段保育所などに通っていないご家庭のお子さんを対象に、保護者の方の就労要件などを問わず保育所などの施設を利用することができる新たな制度で、令和8年度からの本格実施に向けて、子ども家庭庁で準備が進められています。米原市では、本格実施に向けた利用者ニーズや運用上の課題などの情報収集を行うため、令和6年度に試行的事業を実施します。

目的

すべての子どもの成長とその保護者の育児を応援します。

- ・園での生活を子どもが経験することで、お子さんの育ちを応援します。
- ・子どもの発達や離乳食など子育てに関する悩みや不安がある場合に、経験豊富な保育士から具体的な育児のアドバイスを受けることができます。

対象児童

市内在住の0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていない乳幼児
*満3歳になる前日まで利用可能



市公式ウェブサイトはこちら

利用時間

1人当たり月10時間上限（1時間単位の利用）
月曜日～金曜日 9時～16時（土日・祝日除く）



利用料金

400円/時間
*生活保護世帯は全額免除、市民税非課税世帯は200円/時間



手続き等

利用される施設に直接お申込みください。

実施施設	（私立）醒井保育園	（公立）おうみ認定子ども園
利用の手続き	利用希望日の前月10日～15日に申込	利用希望日の前月20日～申込開始（利用希望日の5日前までに申込）
給食・おやつ その他	園の給食・おやつを希望される場合は、別途、実費として250円必要です。	・給食・おやつの提供はありませんので、必要に応じて各自で準備をしてください。 ・親子登園もできます。
相談・申込み先	米原市醒井 547-1 TEL：0749-54-0215 FAX：0749-54-1073	米原市顔戸 199-1 TEL：0749-52-5585（乳児棟） FAX：0749-52-5586

注意事項

- ・初めて利用される場合、事前に実施施設と面接を済ませてください。
- ・原則、利用できる施設は、年間を通して同一の施設となります。利用施設の変更はできません。
- ・利用当日に事前連絡なく利用をキャンセルした場合、そのキャンセルした時間分は事業を利用したものとなりますが、利用料は必要ありません。（裏面のキャンセルの取り扱い参照）
- ・園の状況によっては、受入れができない場合があります。
- ・送迎は、各自でお願いします。



キャンセルの取り扱いについて

以下のキャンセルの取り扱いを御確認いただき、同意のうえご利用ください。

利用施設へ直接連絡のキャンセル期限	3日前	2日前	前日	当日	
				連絡あり	連絡なし
利用料金の支払い	なし	なし	なし	なし	なし
利用日変更 (同月に限る)	可能	可能	可能	可能	利用したものと して扱う
実費負担(給食費、 おやつ代)の支払い	なし	必要	必要	必要	必要

- ・ 土日、祝日も含めての期限となります(給食やおやつは、計画的に発注しています)。
- ・ 度重なる予定変更や複数回の無断キャンセルについては、利用をお断りすることがあります。

実施施設のマップ

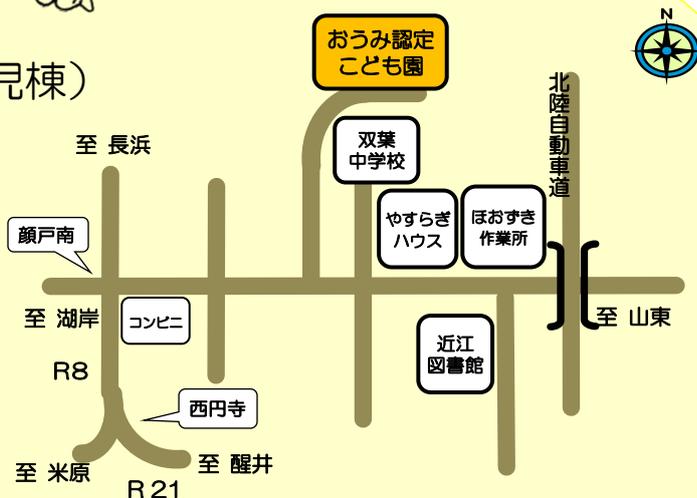


〒521-0072

米原市顔戸 199 番地 1

おうみ認定こども園(乳児棟)

TEL 52-5585 Fax 52-5586

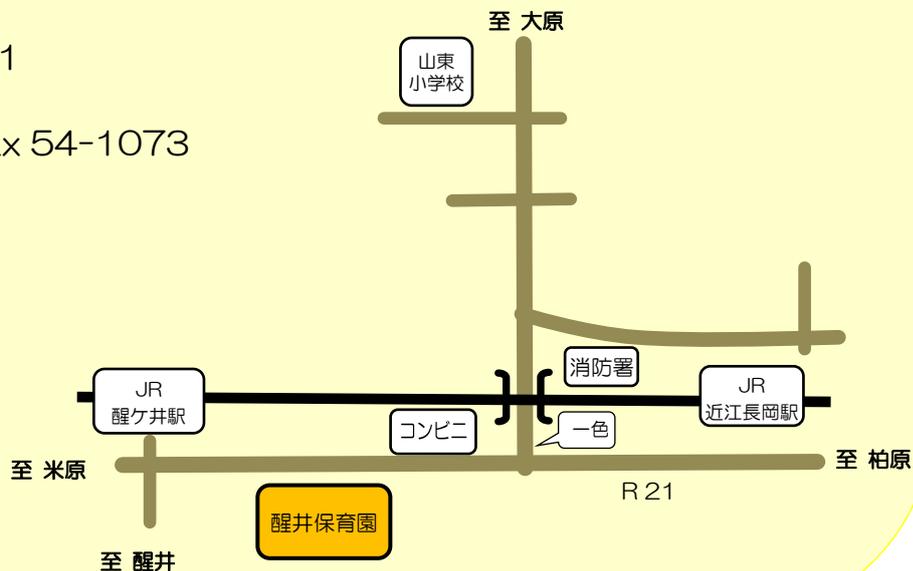


〒521-0035

米原市醒井 547 番地 1

醒井保育園

TEL 54-0215 Fax 54-1073



こども誰でも通園制度について

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設。【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】

0歳

1歳

2歳

3歳

4歳

5歳

6歳

就労要件あり

保育所、認定こども園等

※小学校就学まで

就労要件なし

こども誰でも通園制度

- ・就労要件を問わない
- ・月一定時間までの利用可能枠
- ・時間単位の柔軟な利用

※0歳6か月から満3歳未満を想定

幼稚園

※満3歳から小学校就学まで

小学校

※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

- 制度の本格実施を見据えた試行的事業
 - ・118自治体に内示（令和6年8月30日現在）
- ※年末までに令和7年度の事業内容（人員・設備の基準等）の方針について決定。

令和7年度

- 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業）
 - ・自治体の判断において実施
- ※年末までに令和8年度の事業内容（給付の詳細等）の方針について決定。

令和8年度

- 法律に基づく新たな給付制度
 - ・全自治体で実施

認可手続 省略可能項目(案) ※1月の事務連絡発出に向けて精査中



提出書類について (案)

必要な書類	試行的事業実施事業所	余裕活用型	一般型※認可施設実施	左記以外
名称、種類及び位置	<ul style="list-style-type: none"> 名称・実施種類等について申請書内に項目・記入は必要 位置図ほか添付・証明書類等は認可・届出書類等と重複する場合は省略可 			省略不可
建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	<ul style="list-style-type: none"> 実施場所（保育室等）を示す平面図は必要 その他立面図・検済証等は認可・届出書類等と重複する場合は省略可 			省略不可
事業の運営についての重要事項に關数規定	事業内容に変更がなければ省略可	省略不可	省略不可	省略不可
経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴	<ul style="list-style-type: none"> 申請書内に項目・記入は必要 経歴書等は認可・届出書類等と重複する場合は省略可 			省略不可
収支予算書	省略不可	省略不可	省略不可	省略不可
事業開始の予定年月日	省略不可	省略不可	省略不可	省略不可
こども誰でも通園制度を行う者の履歴及び資産状況	認可・届出書類等と重複する場合は省略可			省略不可
法人の場合、その法人各を有することを証する書類	認可・届出書類等と重複する場合は省略可			省略不可
法人又は団体においては定款、寄付行為その他の規約	既に提出している定款等において第二種社会福祉事業「乳児等通園支援事業」の実施が確認できる場合は省略可			省略不可

(※) なお認可申請者が社会福祉法人又は学校法人の場合には、審査項目が簡素化される。

○児童福祉法（昭和22年法律第164号）【令和7年4月1日施行】

第六条の三（略）

②～⑳（略）

- ㉓ この法律で、乳児等通園支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満三歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。
- ③ 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。
- 一～四（略）
- ④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- ⑤ 市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第三項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第二項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定地域型保育事業所（同法第二十九条第三項第一号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、同法第六十一条第一項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、第二項の認可をしないことができる。
- ⑥ 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する第二項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。
- ⑦（略）

第三十四条の十六 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に従事する者及びその員数

二 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

③ 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）【令和6年10月1日施行】

附 則

（乳児等通園支援事業の認可に関する準備行為）

第七条 第四条の規定（附則第一条第四号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正後の児童福祉法（次項において「新児童福祉法」という。）第三十四条の十五第二項の認可を受けようとする者は、第四号施行日前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 市町村長は、前項の規定により認可の申請があった場合には、第四号施行日前においても、新児童福祉法第三十四条の十五第二項から第六項まで並びに第三十四条の十六第一項及び第二項の規定の例により、当該認可をすることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日以後は、新児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可とみなす。

■こども誰でも通園制度アンケート結果

目的：米原市では、未就園児のお子さんの成長と子育てを応援するため、令和6年度にこども誰でも通園制度試行的事業を実施している。今後、こども誰でも通園制度の本格実施に向けて、保護者の方の意見をお伺いし、よりよい事業にすためアンケートを実施した。
 時期：令和6年10月11日～令和6年11月15日
 対象者：現在本制度を利用している方（7人）
 回答数：5件（回答率71.4%）

- ・利用する児童の月齢は、10月末現在、0歳が1人、1歳が3人、2歳が3人通園している。
- ・利用園を選んだ理由として、「自宅から近いから」が最も多く、「いづれ入園させたい」、「給食が利用できる」意見もあった。
- ・利用してみようと思った理由としては、「子どもと同じ年齢の子ども達の様子が知りたかった」、「園でどのように過ごすか知りたかった」意見が多かった。
- ・利用した感想としては、「楽しく過ごせた」「子どもの成長に不安や心配が大きかったが、相談事を聞いてくれて安心した」などの意見のほか、昨年度よりも利用時間が短くなったことへの意見もあった。
- ・利用時間については、「ちょうどよい」が3人、「少ない」が2人と利用時間の拡大を希望する意見もあった。
- ・利用料金については、「適正」が3人、「高い」および「少ない」が1人ずつの意見であった。
- ・今後の利用については、すべての方が「毎月利用したい」「時々利用したい」と継続利用を考えている。

回答番号	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10	問11	問12	問13	問14	問15	問16	問17	問18	問19	問20	問21
質問内容	お子さんの月齢	保護者の続柄	保護者の年代	利用園	利用園を選んだ理由（複数可）	本事業を初めて利用したときのお子さんの月齢	本事業を知ったきっかけ	本事業を利用しようと思った理由（複数可）	実際に利用して、お子さんの様子はいかがでしたか。よかったことや気づいたこと。	実際に利用した感想	月10時間までの利用ができませんが、今月は月に何時間利用されましたか。	利用を申し込んだけれど利用できなかったことはありませんか。	Q12で「ある」と回答した方は、その理由を教えてください。	利用を申し込んでキャンセルをしたことはありませんか。	Q14で「ある」と回答した方は、その理由を教えてください。	月10時間の利用時間についてどうお考えですか。	Q16で「少ない」と回答した方は、月に何時間程度利用したいですか。	利用料金についてどうお考えですか。	これから利用したいと思いますか。	Q19で回答した理由を教えてください。	本事業に期待することや意見があれば教えてください。
1	6か月～1歳未満	祖父	20代	おうみ認定こども園		1歳以上1歳6か月未満	広報				10時間	ない		ない		ちょうどよい		適正	毎月利用したい		
2	1歳6か月以上2歳未満	母	30代	醒井保育園	自宅から近いから	1歳6か月以上2歳未満	地域子育て支援センター	保育所や認定こども園でどのように過ごすか知りたかったから;短時間子どもを預けたいと思ったから	初めて親と離れて過ごし、初めは泣いていましたが少しずつ慣れてきました。家とは違う園での様子を知れてよかったです。	短時間子どもを預かっていただき自分の時間も作れ、助かりました。	6時間	ない		ない		ちょうどよい		高い	時々利用したい	少し子どもを預かってほしいときがあるから。	
3	2歳6か月以上3歳未満	母	30代	醒井保育園	希望する日や時間に合せて利用できるから;自宅から近いから;給食が利用できるから	2歳以上2歳6か月未満	地域子育て支援センター	保育所や認定こども園でどのように過ごすか知りたかったから;子どもと同じ年齢の子どもたちの様子を知りたいと思ったから	3回利用させてもらって、まだ離れる時は泣きますが、先生やお友達と楽しい時間を過ごしてくれて、「楽しかった!」とお迎えの時には笑顔で教えてくれます。集団生活を実際に体験させてもらっていい経験になっています。	先生やお友達と楽しく過ごしてくれていて安心しました。普段好き嫌いが多く心配していましたが、園で少なめだが残さず食べていると聞いてビックリしました。	9時間	ない		ない	少ない	20	適正	毎月利用したい	来年入園を希望しているので、継続して慣れさせたい。		
4	1歳6か月以上2歳未満	母	30代	醒井保育園	自宅から近いから	6か月～1歳未満	保健師からの紹介	地域子育て支援センターや保健師から勧められたから;子どもと同じ年齢の子どもたちの様子を知りたいと思ったから	最近慣れてきたようで泣かずに行けるようになってきました。家とは違い園でいろんな体験ができるのでいい刺激になっています。	去年度の後半から利用していますが今年度から時間が極端に短くなり残念です。	10時間	ない		ある	子供の体調不良	少ない	32時間	安い	毎月利用したい	子供の刺激になるから	
5	1歳6か月以上2歳未満	母	40代	おうみ認定こども園	自宅から近いから;いづれ利用園に子どもを入園させたいと考えているから	1歳6か月以上2歳未満	広報	子どもと同じ年齢の子どもたちの様子を知りたいと思ったから;子育てが不安だったから	別れる時は泣いていましたが、先生が上手に関わって下さり、迎えに行った時は笑顔になっていました。短時間の中で子供に合わせた遊びを取り入れて下さったり、同じ歳のクラスの子供たちと一緒に行動したりと普段できないことをして下さったことで、子供にいい刺激が与えられたと思います。	私の場合は、子供の成長に不安や心配が大きかったため利用を申し込みました。いつも私の話を聞いて傾聴して下さったり、共感して下さって相談できる所があるんだという安心感にすごく救われています。どのように利用していくかも一緒に考えて、初回は親子で利用し、2回目からは子供だけを預けるという方法で進めて下さいました。お迎えの時には、子供の様子を本当に細かく教えて下さり嬉しく思います。いつも子供だけでなく私のことも気にかけて下さり申し訳ないくらいです。毎回、同じ先生が担当して下さいるのも安心できる場所だと思います。	6時間	ない		ない		ちょうどよい		適正	毎月利用したい	子供にとっては新しい環境や同じ歳の子と関わるいいきっかけであり、私も育児の相談ができるから。	